

平成28年6月16日

議員各位

産業厚生常任委員会

委員長 河野龍二

委員長報告書

産業厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：平成28年6月13日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結果
35	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	全会一致決
39	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	全会一致決
40	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	全会一致決

議案第 35 号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

審査日 平成 28 年 6 月 13 日

審査場所 第 2 委員会室

出席議員 河野龍二 分部和弘 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦
竹中 悟

説明員 久松住民福祉部長 村田こども政策課長ほか関係職員

提案理由の説明

建築基準法の改正・合理化にともない、施設の設備・基準の要件緩和および、保育士の数の算定にあたり、准看護師も対象にする要件緩和した条例の改正。

主な質疑

質疑 条例改正の背景はなにか。

答弁 保育士不足により、確保が難しく保育士とみなす基準を、准看護師まで緩和した内容。

質疑 待機児童をなくすための改正か。

答弁 その通りで、今回の改正は当分の間としてあり、国も保育士を増やす施策に取り組んでいる。保育士が充足するまでの施策と考えている。

質疑 本町に家庭的保育事業の施設はあるのか。

答弁 現在はない。

質疑 待機児童数はどれくらいか。

答弁 4 月 1 日現在ゼロである。

質疑 緩和による保育の質はどう考えるか。

答弁 保育士も多忙であり、本来の保育ができる環境を ICT の活用で事務量を減らす施策なども取り組まれている。

質疑 保育士とみなす基準の緩和は、保育の質を低下にならないか。

答弁 本来なら保育士を採用し、保育事業を行う事が適正である。保育士の絶対数が不足しているので、緊急的な対応だと思う。

質疑 施設の設備・基準は建築基準法の改正に伴い、既設施設に改造を求めるとか。

答弁 既設施設については改造を求めている。

質疑 改正に伴い、現在の施設を調査しているのか。

答弁 現状、本町では家庭的保育事業が行われてないので、調査はしていない。

以上のような質疑が行われた。

討論 反対・賛成討論なし

審査結果 全会一致可決

議案第 39 号長与町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

審査日 平成 28 年 6 月 13 日

審査場所 第 2 委員会室

出席議員 河野龍二 分部和弘 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦
竹中 悟

説明員 谷本健康保険部長 志田健康保険課長ほか関係職員

提案理由の説明

規定の歳入歳出予算にそれぞれ 18,493 千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 5,083,214 千円とする。

主な内容は、収納率向上対策事業として、システム改修業務委託を行う財源を、財政調整交付金をうけ行う。

平成 27 年度会計に伴う、財政調整基金積み立ての金額が確保できないことから、減額する内容。

主な質疑

質疑 システム改修の委託先はどこか

答弁 NBC 情報システムである。

質疑 金額の見積もりはすでにとってあるのか

答弁 予算計上にあたり、見積もりはとってある。

質疑 システムの内容は。

答弁 国保税の収納向上にむけ、他の徴収税などと一本化し統合できるシステムへの改修である。

質疑 平成 27 年度補正でもあるように、28 年度予算から充用など厳しい財政状況である。今後の具体策はあるのか。

答弁 28 年度は税率改定により、6,000 万円の増収が見込める。一方退職者被保険者の減少により 2,000 万円減収がある。

27 年度後半分療養交付金が 2,000 万円から 3,000 万円見込める。

また、努力支援制度が始まり、独自の取り組みで新たな交付金が見込めるが定かでない。

税の徴収率の増加と、医療費の抑制など努力していきたい。

以上のような質疑が行われた。

討論 反対・賛成討論なし

審査結果 全会一致可決

議案第 40 号長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

審査日 平成 28 年 6 月 13 日

審査場所 第 2 委員会室

出席議員 河野龍二 分部和弘 浦川圭一 饗庭敦子 西岡克之 吉岡清彦
竹中 悟

説明員 緒方建設産業部長 松邨建設産業部理事ほか関係職員

提案理由の説明

既定の歳入歳出予算にそれぞれ 349,770 千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 793,488 千円とする。

主な内容は、国庫補助金、県補助金の増額をうけ、一般会計繰入金を増額し、新たな工事を進めるため、高田南地区区画整理事業費増額する内容。

追加工事の現地確認し審査を行う。

主な質疑

質疑 工事の概要では、約 10 メートル擁壁工事が行われる。周辺住民の理解は得られているのか。

答弁 平成 12 年か 13 年に工事の説明を行い、アンケート調査を行っているので、理解は得られていると思う。

質疑 工事の説明は、周辺の区域外住民に行われたものか。

答弁 区域外への説明は行ってないが、これまでの鬱蒼とした山林よりは、擁壁工事により、周辺の景観や安全面は保たれると思う。

質疑 区域に隣接する住民へ説明する考えはないか。

答弁 周辺住民や自治会などから要望があれば説明したい。

質疑 工事の他に建物補償があるが、金額はいくらか。

答弁 移転補償で 1,350 万円の予定である。

質疑 移転が必要な物件はあとどれくらいあるか。

答弁 あと 14 件ある。

質疑 移転への交渉は進んでいるのか。

答弁 予算都合があるので、今すぐ移転が可能ではないが、移転についての協議はなんら問題はない。

以上のような質疑が行われた。

討論 反対・賛成討論なし

審査結果 全会一致可決